

香川県の養護教諭の生涯学習ニーズの検討

清 水 裕 子
稲 毛 美智子
松 井 妙 子

- I. はじめに
 - II. 研究目的
 - III. 研究方法
 - IV. 用語の定義
 - V. 結果
 - VI. 考察
 - VII. おわりに
- 謝辞
文献

キーワード 養護教諭、生涯学習、専修免許、修学休業制度

I. はじめに

世界で初めて学校に養護教諭に類似する職種が配置されたのは、1803年ロンドンの貧民学校に疾病予防のためにAmy Hughes看護師がボランティアで訪問したことである。その後ロンドン市の学務局には1905年に「スクールナース」が配置された。また、米国のニューヨーク市では、1902年に公共事業として、Lina Logersスクールナースを保健局に配置し、学校巡回を行った。これらの看護師は、伝染性皮肤病の治療のため、医療支援を行ったことが記録されている（杉浦、1985・Mary Anne Kodrcin-Talbott, 2002）。

日本の養護教諭制度は、「学校看護婦」（「看護婦」が、平成17（2005）年保健師助産師看護師法改正により「看護師」と改称）、「養護訓導」に歴史をもつことに特徴がある。学校看護婦が日本で最初に配置されたのは、明治38（1900）年、岐阜県の二つの小学校である。その後明治43（1905）年に、専任学校看護師広瀬ますが専属嘱託「職員」として配置された。このときの配置は、児童生徒へのトラコーマの流行による対応として、学校に看護婦を配置する要望があり、学校医の助手とし位置づけられ配置された（日本赤十字社、1957）。つまり、養護教諭は感染症対策として文部省学校看護師として活動することが始まりであった。この頃の職務は、学校の保健衛生の設備、児童観察、応急処置、学校医による身体検査の助手、衛生教育の補助、病欠児童の家庭訪問、運動会や遠足、校外学習時の付き添いなどの職務であり、保健医療者役割が期待されていたといえる。第二次世界大戦前の昭和16（1940）年には5,908名の学校保健婦が存在した（杉浦、1985）。日本でも英米と同様医療職として看護師が学校に配置されたが、英米では

看護職の責任者の管理下におかれたものの、日本では学校長の管理下にあることが特徴である。

昭和に入り、富国強兵、国民総動員による戦時体制になるとともに昭和17（1941）年には国民学校令に伴い、学校看護婦は「養護訓導」となり、教育職員の身分をあらわす職種となった（杉浦、2003）。この養護訓導が現在の養護教諭と改称された。養護教諭の職務は、学校教育法40条、51条によれば「児童・生徒の養護を掌る」ことであるが、その職務における医療的性格のあり方については、文部科学省特別支援教育課・厚生労働省社会保障担当参事官室からの今後の養護学校における医療的ケアの実施体制に関する通知によれば、「看護師資格のある適切な人材を常勤の教職員として、又は、常勤の定数を活用した非常勤職員として自治体が弾力的に配置することについて工夫を促す」と報告されており（文部科学省特別支援教育課・厚生労働省社会保障担当参事官室、2003）、医療ニーズの高い養護学校では看護師有資格者を適当な人材とするよう求められている。このような経過から看護系大学での養護教諭養成校が増加しつつあり、平成17（2015）年には日本看護系大学協議会が、養護教諭養成教育検討委員会を発足させた。このように日本の養護教諭は、日本特有の養護教諭制度に基づき、教育職員として児童・生徒の養護を掌り、学校保健を担当する学校教育法第28条に定める正規教員として機能している。

養護教諭の養成は、教育学系および看護系大学などで行われており、免許は一種、二種、専修免許状を有している。進路には複数があり、図1の通りである（図1）。平成25（2013）年までの看護系大学での養護教諭養成課程数は、この年の218看護系大学のうち、約70大学であり、増加の傾向にある。

養護教諭は、教諭とは異なり、授業を行わないが、就業3年以上の経験があれば担任や保健体育教科担当教員の協力のもとで保健の授業を行うことができる。養護教諭は、授業や評価に関わらない中立の立場で、児童・生徒の側にたち、彼らの相談や対応を行うことができるのである。その延長線上に保健室登校などの状況への対応が生じている。

養護教諭の職務についてのニーズは、「救急処置」「疾病予防」「健康相談・健康相談活動」「保健教育」「保健室経営」「連携・コーディネート」といった養護専門職としての職務や役割に関するニーズと、「教育的支援」といった教育専門職としての職務に関するニーズ及び「養護教諭の姿勢・態度」に関するニーズがあった（塚原ら、2014）。中でも特に「連携・コーディネート」「教育的支援」「健康相談・健康相談活動」についてのニーズに関する記述が多い。これらはいずれも教諭、家庭あるいは保護者、児童と生徒の間に

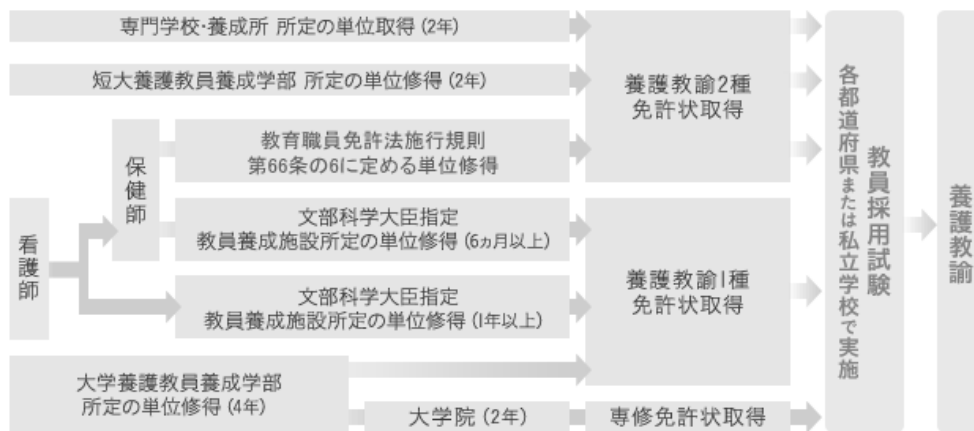


図1 養護教諭へのプロセス

（出典 <http://www.tokyo-ac.jp/exam/process/nurse/page6.html>, 2017, 2, 20.）

あって偏りのない意見や立場を保つことにより、調整的、調和的な解決方法を見いだす提案を示すことができるのではないだろうか。つまり、養護教諭の中立の立場は、発達途上にある児童・生徒の事情に配慮しながら、社会のリソースを活用して状況を改善するために有効であるといえる。この中立な立場は、一方で、学校内での調整的位置にありつつも、孤立しがちな側面を有し、養護教諭が質の高い職務を行うには、養護教諭への支援もまた必要である。

この中立的な養護専門性については、学校教育法40条、51条に定め通り「児童・生徒の養護を掌る」と定められており、自律的にそれを掌る能力が必要である。佐藤（2005）は、養護教諭経験者を対象に研修を行って、その専門性について報告したところによれば、研修として、新教科「心と身体の科学の成果と課題、新教科の活動計画、活動実践、児童生徒の心の発達と課題、カウンセリングの理論と実際、学校保健関係法規、救急法、保健指導・保健学習、保健室対応、言語聴覚士の仕事、総合的な学習の時間、コミュニケーション、人権学習、心の教育、授業分析、福祉教育、応急手当、社会体験型教員研修、研究開発学校、教育相談、中高一貫教育におけるキャリア形成、生徒の心のケア、養護の専門性研究などを行った結果、養護教諭の専門性である「からだや心の健康上のケア」をしながら、教育的な働きかけをするという両機能をあわせもった教育者という自覚が高まったと述べているように、心と体の健康へのケアと教育的働きかけに特徴がある。さらには、養護教諭への当該県内からの期待についても理解したと役割課題認識についても述べられていた。このようなことから、教育実践が医学的・保健学的知識や技術に基づいて行われる部分、教授学的知見や技術を用いて行われる部分について、その妥当性や科学性を吟味する力の必要性について報告されている（佐藤、2005）。

また、近年の養護教諭に課せられる役割は、平成9（1997）年の保健体育審議会答申を受け、新たな役割として「健康相談活動」の新設がある。これに求められる資質として、来室児童生徒に対し、観察の仕方・受け止め方・確かな判断力、現代的課題の解決のための健康課題をとらえる力量・解決のための指導力が挙げられ、養護教諭養成カリキュラムの改正が行われた。養護教諭に必要な「教職に関する科目」関係では、教師としての使命感を涵養するための「教師論」を育成するために「教師への志向と一体感の形成に関する科目」2単位が新設され、教育課程に関する科目2単位から4単位相当へ充実拡大され、カウンセリングに関する内容に伴う「生徒指導科目」が2単位から4単位に充実され、地球環境など今日的課題を指導に生かす「総合演習」が新設され、養護実習の1単位増などが行われた。「養護に関する科目」関係では、「学校保健」の中の養護教諭の職務に関わる内容を「養護概説」2単位として独立させた。また、ヘルスカウンセリングに係わる「健康相談活動の理論及び方法」2単位が新設され、科目名「精神衛生」は「精神保健」に変更される改正が同時に行われた。この科目設定の趣旨と特質は、いじめや不登校など、心の健康に係わる問題が増加かつ深刻化していることを踏まえ、これらの解決には「心とからだの両面」への対応が今後ますます重要視されることが、この科目新設の趣旨として説明された。また、この科目を特質は、養護教諭の職務の特質を生かすこと、保健室の機能を十分に図ること、関係者との連携を十分に図ることが挙げられ、養護教諭は、学校の教育職員の中で医学的素養・看護学的素養を十分に備えた教員として教育的機能を基盤におき、身体的ケア・精神的ケアを行うことをとおして、今の教育の様々な課題に係わる必要があるとの要望と、養護教諭の立場を十分に生かして関係職員との連携を図り十分な効果を上げるよう期待が述べられている（三木、1997）。

次に、平成10（1998）年教育職員免許法の一部改正により、附則第18項（現行15項）を新設し、養護教諭に保健の授業を担当する教諭又は講師になる制度的措置が講じられた。これによれば、養護教諭の免許状を有する者（3年以上養護教諭として勤務したことがある者に限る）で養護教諭として勤務している者

は、当分の第3条の規定にかかわらず、その勤務する学校（幼稚園を除く）において、保健の教科の領域に係わる事項（小学校または盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部にあつては、体育の領域教科の一部に係わる事項で文部省が定めるもの）の教授を担当する教諭または講師となることができる。このことは、いじめ、不登校、薬物乱用、性の逸脱行動などの現代的な課題への対応と共に健やかな心身の発達を援助するために養護教諭の持つ専門的な知識や技能を活用するために講じられた措置であった。これは養護教諭が集団指導を効果的に行うことができる方法が講じられたことである。さらに、平成18（2006）年の中央教育審議会答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」を制度化するため、「教職実践演習」の導入（平成22年度）がなされた。教科の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技術を習得したことを確認することを目的とした科目設定であった。この科目により、教育者としての児童・生徒への関わり方について深く理解することができるものと考えられる。さらに、平成20（2008）年中央審議会スポーツ・青少年分科審・学校健康安全部会では、養成課程において保健教育（保健学習・保健指導）の充実、現代的課題解決のための力量が図られるよう答申されている。このことも養護教諭の教育的役割が一層明確化されることになった。

以上のように、養護教諭課程を選択する学生に求められる資質が時代とともに変わりつつあり、教師（教育公務員）としての使命感及び養護教諭としての適性が一層求められている。特に教員に求められる資質能力には、次の5つが挙げられる。教職を理解し教育者としての使命感を持つこと、人間の成長発達を理解し、コミュニケーション能力に優れていること、子どもを理解し教育的愛情があること、専門的知識、指導力があること、探求心を持ち広く豊かな教養があることなどである。単に子供が好きである、養護教諭になりたい、という動機のみではなく、自らの将来を方向づけるものとして養護教諭の職を理解し、教職としての適性が養成される必要がある。

このような職務を行う養護教諭は、大学等を卒業後に就業するが、1人職場であることが多く、同僚の支援が少ない場合が多い。今日児童・生徒の就学上の様々な問題への社会的な要請が高まる中、養護教諭自身の生涯学習ニーズが実際にはどのようにあるのかについて検討を行うこととした。

Ⅱ. 研究目的

本研究は、香川県における就業中養護教諭の就学ニーズを検討することを目的とする。

Ⅲ. 研究方法

調査協力者は、香川県の学校（小学校、中学校、高等学校）に勤務している364名の養護教諭を対象とした。性別は全て女性であった。

調査項目は、次の通りであった。年齢群、養護教諭在職年数（5年以内、5年～10年、10年～15年、16年～20年、20年以上）、「在職中、修学休業制度を知っているか」（知っている、知らない）、「大学院修学休業制度について一利用して研修を受けたいか」（はい、いいえ）のいずれも択一式であった。ここにいる「大学院修学休業制度」とは、公立学校の教員が、専修免許状を取得する機会を拡充するため、教育公務員特例法等の一部を改正する法律により平成13（2001）年度より開始されたもので、1種免許状又は特別免許状を有する者が、任命権者の許可を受けて、1年を単位とする3年を超えない期間、その課程を履修するため休業をすることができる制度である。休業中の教員は、身分は保証されるが給与は支給されない。就学休業制度利用に「はい」と回答されたものについて、「どのような研修をうけたいか」の複数選択式で（専修免許課程（医学・保健学・教育学・発達心理学・カウンセリング等）、最新の教育評価・教

育方法論、学校保健室運営・危機管理論、地域の自然環境と養護と、その他（自由記述）であった。

また、修学休養制度利用に「いいえ」と回答したものについて、「利用したいと思わない理由はなぜか」は多肢選択式（多忙である、現在の現任教育、研修会での専門研修が充実している、すでに利用したことがある、現在の執務に専念したい、給与支給がない、その他）であった。次に、養護教諭として専門性を高めることやキャリアアップを図るチャンスになる大学院への進学（専修免許取得を含む）についての検討（検討する、検討しない、現時点ではわからない）と、検討する場合の要望として、受講時期（通年・集中・計画的に何年かに一度・その他）、時間帯（昼間・夜間・週日・休業日・その他）、実施方法などであった。その他として、「養護教諭の研究や専修免許状課程」について、意見、要望の自由記述であった。

調査手続きは、予め県教育委員会、市町教育委員会、高等学校教育課、保健体育科、特別支援教育課などの了承を受け、市長教育委員会毎に配付を行った。回収は、希望により上司を経由せず郵送により研究者へ届けるか、配付機関でのとりまとめによる返送を依頼した。

分析方法は、記述統計、内容分析、重回帰分析を行った。

倫理的配慮として、予め県教育委員会の了承をうけ、各市町教育委員会および高校教育課、特別支援学校課を通して各校へ配付した。調査用紙は無記名とし、個人が特定されないよう配慮した。調査用紙配布にあたり、説明文書を同封し、同意のある場合にのみ返送を依頼した。返送は個別に直接研究者へ返送ができるよう返送用封筒を同封し送付した。

IV. 用語の定義

「大学院修学休業制度」とは、公立学校の教員が、専修免許状を取得する機会を拡充するため、教育公務員特例法等の一部を改正する法律により平成13年度より開始されたもので、1種免許状又は特別免許状を有する者は、任命権者の許可を受けて、1年を単位とする3年を超えない期間、その課程を履修するため休業をすることができる制度である。休業中の教員は、身分は保証されるが給与は支給されない。

V. 結果

回収は、264ケースであった。校種別内訳は、高等学校33ケース（12.5%）、特別支援学校11ケース（4.2%）、そのほかは小中学校220ケース（83.3%）であった。市町教育委員会毎の小中学校からの回収数は、2から66ケースまでと異なり、教育委員会毎の規模にばらつきがあった。

表1 校種別回答者数

	度数	パーセント
小中学校	220	83.3
高等学校	33	12.5
特別支援学校	11	4.2
合計	264	100.0

回答者の年齢のうち20歳代は75ケース28.4%、30歳代は62ケース23.5%、40歳代は58ケース22.0%、50歳代は69ケース26.1%であった。年齢郡による大きなばらつきはなかった。

表2 在職年数別就業者数

	度数	パーセント
在職5年以下	68	25.8
在職5～10年	46	17.4
在職10～15年	38	14.4
在職16～20年	24	9.1
在職20年以上	88	33.3
合計	264	100.0

養護教諭の在職年数は、在職5年以下が68ケース25.8%、在職5～10年が46ケース17.4%、在職10～15年が38ケース14.4%、在職16～20年が24ケース9.1%、在職20年以上が88ケース33.3%であった。経験のばらつきがあった。

在職中の修学休業制度を知っているかについては、「知っている」の回答が201ケース76.1%、「知らない」の回答が63ケース23.3%であった。この大学院修学休業制度を利用して生涯学習を行いたいとの回答は、61ケース23.3%であった。生涯学習を希望する教諭が受けたいと思う学習内容について、選択肢への回答を求めたところ、専修免許課程（医学・保健学・教育学・発達心理学・カウンセリング等）が58ケースで制度利用を希望する回答者の内95.0%であった。次に、学校保健室運営・危機管理論が21（34.4%）、地域の自然環境と養護が4ケース6.5%、最新の教育評価・教育方法論が3ケース4.9%であった。その他の自由記述内容は、6ケース9.8%にみられた。内容は、学校現場で使える科学的根拠に基づいたフィジカルアセスメントの技術があった。

この結果から、専修免許課程の研修を受けたい人のほとんどは修学休業制度を活用したいと思っていることがわかった（ $\beta = 0.91, p < 0.001$ ）。

回答の203ケース76.9%の教諭は、修学休業制度利用を希望しなかった。利用したいと思わない理由については、160ケースで全体の60.6%からの回答があった。多い順に、「現在の執務に専念したい」が84ケース52.5%、「給与支給がない」ためが68ケース42.5%、「多忙である」49ケース30.6%、「現在の現任教育、研修会での専門研修が充実している」ためとするのが12ケース7.5%であった。すでに利用したことがあるとの回答（専修免許を取得している）4ケース0.3%であった。その他の理由があるものは、62ケース38.5%であった。

最後の自由記述を求めた。同質の記述をカテゴリー化したところ、「修学休業制度を既に取得した」との回答は、20ケース、「退職間近である」との回答は12ケース、「経験が浅いため今は現場を優先する」が5ケースであり、他に「2種免だから」、「育児をしながらの研修は厳しく、子育てが一段落していない」、「意欲がわからない」、「養護助教諭のため」などの記述が複数みられた。

また、本県特有であると思われる「離島で就業している」「通えるところに大学院がない」など島嶼勤務教諭の生涯学習ニーズを阻害する状況も記述された。学びたい内容として、心理学的な内容、相談技法などの要望が複数みられた。

養護教諭として専門性を高めることやキャリアアップを図るチャンスになる大学院への進学（専修免許取得を含む）を検討するかの質問への回答は、「大学院進学を検討する」55ケースで全体の20.8%であった。

受講希望内容については、通学時期は、集中講義形式が回答40ケースの内の72.7%と最も多く、通年が13ケースで23.6%、計画的に何年かに一度が8ケース14.5%であった。時間帯については、休業日が40

ケース72.7%、夜間20ケース36.4%、昼間が15ケース27.3%、週日が5ケース9.1%、であった。

自由な記述では、勤務しながら、長期休業を利用して受講できれば受講したいが4ケースの同様記述があった。

最後に「養護教諭の研究や専修免許状課程について、ご意見、ご要望など」の自由記述を求めたところ、多くの記述があった（資料1）。「県内に養護教諭のキャリアアップにつながる大学院ができれば心強い」の 카테고리には、38件（件は述べ数）の記載があった。次に、「大学院等の情報をもっと発信してほしい」の記述には、13件、「研修を受けて学びたい」の 카테고리には27件、「時間や経済面で踏み切れない」が10件、「勤務が多忙である」が5件、年齢不安3件、二種免許状から一種免許状へのステップアップを希望する回答が3件であった。

VI. 考察

香川県内の養護教諭は、校種別では小中学校が最も多く、他県同様であった。年齢分布は、各年齢層が均等に配分しており、採用における配慮が行われていると考えられる。年齢分布が平均化していることは、熟練者から若手への経験知の伝達や大勢の退職者の影響で採用数への不均衡がないため、養護教諭の能力が質の高い状態で維持されることになり、学校保健体制が健全に維持されるといえる。

経験年数については、経験年数の少ない養護教諭が多く、経験を経るに伴う離職が影響したものと考えられる。経験の少ない養護教諭が感じる「困難感」は、80%が経験すると報告されており、特に職務内容上の困難感を抱いている状況が、研修への高い期待に反映しているものと考えられる。また、経験年数5年程度では保健指導、保健学習などの集団指導についての困難感があり、新採用者では応急処置・けがの手当について50%が困難であると回答した報告もある（中下ら、2010）。経験年数の少ない養護教諭は、他職種と同様、職務上の困難感をもつことが多いことから、離職予防のための適切な研修などが必要である。

就業時間調査は、今回の調査では行わなかったが、記述から読み取れたこととして、小学校や中学校では、放課後の部活動などによる外傷対応や児童生徒あるいは保護者の対応が必要な場合もあり、全校の児童生徒への対応のため、就業時間が長くなる可能性が高く、就業中の短時間研修や学習機会が制限されている状況がある。さらに、場合によっては保護者への対応が必要となり、夕方以降の対応を余儀なくされることも推察される。また、600名程度の児童生徒に1名の配置基準とされる養護教諭は、上記のような長時間就業の持続的状態にあり、大学院などの継続的な学習機会を確保できないとの回答が多い。大学院では、論文作成など成果が必要であることから、1人職場における責任の点から修学回避の傾向が生じている可能性がある。

大学院への在職中の修学休業制度については、知らない回答者も1/4がおり、行政からの周知に課題がある可能性がある。

修学休業制度の利用を行って、全体の1/4から1/5の回答者が専修免許などの生涯学習希望を有しているが、この比率は、かなりの修学ニーズが満たされないままにある現状ではないかと懸念される。学習したい内容については、心理学的相談技法などが要望されている。これは健康相談活動が平成9（1997）年の保健体育審議会答申を受け、新たな役割として新設された経緯から、学習ニーズが一層高まったと考えられる。「保健室登校」が一般に知られているように、一部のクラスへの登校回避の傾向にある児童・生徒は保健室へ登校することにより、安心や希望をえることができる。このような場では、実際に児童が経験した屈辱的な体験、他者の批判的なまなざし、集団行動への忌避感情、家庭状況の影響を受けた否定

的感情などが様々に表現されることがある。しかし、発達途上にある児童・生徒は自らの内的世界についての説明や家庭や友人についての自らの感情的な受け止め状況について、具体的な説明ができない場合や、逃避的心理状態などがあり、養護教諭は自体の解決や担任との問題共有に資する情報を客観的に確保することが困難のこともある。これらの実情から、来談者中心療法などカウンセリング理論および実践力の重要性を感じているものと考えられる。このような事情から、養護教諭の教育課程における心理学的スキルの重要性および実践能力を高める機会が今後の課題といえる。

しかし、修学休業制度を希望しないとの回答で最も多かったのが「給与支給がない」であった。1人職場における条件下で、かつ休職で修学することは、職場への不利益がもたらされ、本来養護教諭の質を高めようとする修学者の意欲が正しく評価されない可能性がある。養護教諭の職務は、児童・生徒および職員の健康に関与することであり、今日の健康科学に関する新しい知識に触れ、学際的な広い知見を確認することが必要である。このように次世代育成という場での職務である故に、生涯学習の機会確保は重要といえよう。

1人職場における養護教諭は、校内における職務代行者がいないため、修学休業制度を申請しない場合が殆どである。一部の意欲的な養護教諭は、休職・無給で大学院進学を果たしているが、今後の養護教諭の質の向上のためには、指導的立場になる養護教諭研究者の育成も必要であり、修学支援のあり方を検討する必要がある。平成27（2015）年1月20日に文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課が公表した、学校や教職員の現状についての資料、「我が国の教員の現状と課題」では、研修へのニーズが全体的に高いが、参加への障壁として業務スケジュールと合わないことを挙げる教員が特に多く、多忙であるため参加が困難な状況があると述べ、養護教諭のみならず学校教育職全体のニーズおよび生涯学習阻害要因と一致している（文部科学省、2015）。

また、育児や家庭環境によって就業が制限されている場合もある。養護教諭の殆どは女性で有り、女性の職場におけるワークライフバランスの促進が必要ではないだろうか。実際、多くの養護教諭らは子育てをしながら就業を継続しているが、育児時間の確保は今日重要な課題といえる。

さらに僅かではあるが、二種免許状での就業者がおり、かつて行われてきた上位免許状への更新研修がやがて必要になる可能性もある。現在は、多くの採用者が一種免許状保有者であるが、一部の二種免許者の希望がかなえられる体制づくりも課題となっている。

群馬県では県下の養護教諭が群馬大学との連携を考えたい理由について養護教諭43名に調査（佐光ら、2012）したところ、最新の情報・知識・技術を得ること、養護教諭の専門性を高めることなどが挙げられた。また、現場の問題を養護教諭養成教育に活かしたい、こちらからのフィードバックもできたら理想的であるなどの記述から、養護教諭の次世代教育への貢献意識がうかがわれる。TTクラスで授業に出る方が増えていることや自分の仕事を見直し新しい「何か」を探すきっかけにしたいことの記述は、自らの職務の質を高めたいとする向上心の故といえる。さらに新しい健康課題についての情報を共有したいことや大きな病気があった場合、大学との連携で指示を受けたいとする記述は、学校保健連携体制強化への意欲と考えられ、修学のみならず、業務改善のための効果的な情報交換の可能性も広がる。

以上のような課題については、香川県においても大学との連携のあり方が検討される必要がある。香川県では、香川大学において、平成20（2008）年度から看護師養成課程に併設して医学部に養護教諭課程が開設され、同時に医学系研究科看護学専攻においては、修士の学位とともに専修免許状を取得することができるようになった。修士課程は、修業年限は2年間であるが、2年間の学費を3年間に分割し、長期履修の3ヵ年の在籍も可能である。最長在籍期間は、休学の2年間を含めて4年間あり、主に夜間に授業が

開講されることが多いことから、就業する校内の理解や教員間の連携を図ることができれば、就業養護教諭の修学の可能性は拓かれていると考えられる。また、看護系大学での養護教諭養成教育については、日本看護系大学協議会の養護教諭養成検討委員会が、養護教諭養成に携わる会員校のネットワーク形成や養護教諭養成のためのコアカリキュラムなども検討されている。このように養護教諭の養成環境はわかりつつあり、生涯学習機会も増加しつつあることから、生涯学習機会を活用することが期待される。

VII. おわりに

養護教諭が児童や生徒の健康の側面から質の高い教育力を維持するためには、修学ニーズが実現できるような体制の整備が望まれる。そのことが児童・生徒および学校保健体制にとって一層有益なものとなるものと考えられる。

謝辞

本調査にご協力いただきました養護教諭に謹んで御礼を申し上げます。またご助力頂きました香川県教育委員会事務局義務教育課、高校教育課、特別支援学校課、市町教育委員会ご担当者に御礼申し上げます。

文献

- Mary Anne Modrcin-Talbott. (2002). Comprehensive Community. *Health Nursing, Six Edition*, Mosby, United States of America, 686-705.
- 文部省体育局学校健康教育課教科調査官併メンタルヘルス教育専門官三木とみ子. (1997). 平成9年保健体育審議会答申.
- 文部科学省特別支援教育課・厚生労働省社会保障担当参事官室. (2003). 今後の養護学校における医療的ケアの実施体制について. 肢体不自由教育, 158, 62-63.
- 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課. (2015). 我が国の教員の現状と課題, 学校や教職員の現状について. 初等中等教育分科会チーム学校作業部会資料.
- 中下富士, 高橋英子, 佐光恵子. (2010). 経験の浅い養護教諭が抱く職務上の困難感と課題—A県スクールヘルスリーダー事業にかかわる調査結果から—. 埼玉大学紀要教育学部, 59(2), 79-94.
- 日本赤十字社史統稿第4巻. (1957). 日本赤十字社, 348.
- 佐光恵子, 佐藤麻耶子, 岩井法子, 岩井真奈美, 山本早紀香, 時田詠子, 青柳千春, 高橋珠実, 新井淑弘. (2012). 養護教諭の大学に対する連携ニーズと学習ニーズについて—A市現職養護教諭と群馬大学との連携の可能性について—. 群馬大学教育学部紀要芸術・技術・体育・生活科学編, 47, 99-108.
- 杉浦守邦. (1985). 養護教員の歴史2版, 東山書房, 京都. 226-241.
- 杉浦守邦. (1999). 養護概説1版, 東山書房, 京都. 34-35.
- 塚原加寿子, 笠巻純一, 横山知行, 松井賢二, 波多幸江. (2014). 養護教諭の職務に対するニーズに関する文献検討. 新潟青陵学会誌, 7(1), 71-80.
- 杉浦守邦. (2003). 養護訓導と入江俊郎. 日本養護教諭教育学会誌, 6(1), 18-32
- 佐藤喜世恵. (2005). 養護教諭の専門性とは:10年経験者研修報告(養護). 名古屋大学教育学部附属中等学校紀要, 50, 121-129. Retrieved from <http://ci.nii.ac.jp/naid/110004792950/>

資料1 自由記述の概要

県内に養護教諭のキャリアアップにつながる大学院ができれば心強い

- ・学校保健学会などの学会で発表されている香川県の養護教諭はまだ少ない。学術的な研究が現場では生かされにくいし、一方では現場での良い実践が研究にまとめられていないので、大学院修学制度は相互の良い橋渡しをしてくれる良い機会になると思う。
- ・養護教諭として経験を積みそこでさらに深めたいことや疑問に感じたこと等が定まれば大学院に進み養護教諭として勉強し研究を深めたい。県内に養護教諭のキャリアアップにつながる大学院ができれば心強いと思う。
- ・養護教諭のキャリアアップとして、大学院修学制度や、研究できる場所が近くにあることは、心強くありがたいことだと思う。現在は初任でまだまだ経験不足なため、職務に専念し、養護教諭としての知識や技術、経験を積んでいきたい。いつか、就学休養精度は利用できる機会があればよいと思う。
- ・県外の大学での受講は遠方であるため、交通費滞在費も少額ではなく、時間もかかる。香川県内で専修免許が取ればとてもありがたいと思う。
- ・専修免許を取得したい。現場の経験を積んでから勉強することは実体験に基づくから理解しやすいと思う。しかし2年間現場を離れることへの不安感が大きい。強い意志がないと無理だと思う。管理職等周りの職員の理解が必要であるが、専修免許状を取ることは、自分にとってプラスだと思うので、地元香川で取得できれば経済的負担も少なくすむと思う。
- ・大学との連携は大変重要で意義深い。
- ・専門性やキャリアアップを図るための方法はいろいろありますが、専修免許取得は大いに賛成です。特に15年から20年くらい執務を経験した後、大学院の講義を受けると日々の執務が整理され、講義内容と執務がリンクし理解が深まります。
- ・養護教諭という立場として認識され、仕事ができているのは、先輩方のご活躍や研究がなされてきたからだと思います。今後も、現場と大学（養成課程等）が連携して、進めていく必要があると考えます。

大学院等の情報をもっと発信してほしい。

- ・養護教諭の専門性を高める研修会や、研究等を現場の養護教諭にも発進してほしい。また養護教育学等の専門的な研究を発展させていただきたい。
- ・個人の研究や集中講義を県内養護教諭に発信してほしい。
- ・香川大学で専修免許を取得できることを知らない養護教諭もいると思うので、もっとみんなに詳しいことを知らせてあげればよいと思う。
- ・制度について、知ってはいるものの、どのようなシステムになっているのか、どのように申請するのか、期間等十分理解していない養護教諭が多いのではないかと。

研修は受けて学びたい

- ・専門性を高め、キャリアアップを図りたいと思うが現在の勤務や制度では厳しいと思う。
- ・大学院での勉強は、可能であればどんどん修学できればよいと思う。
- ・養護教諭の職業的特色を考えると、専修免許を積極的に取得することは有意義なことである。
- ・利用したいが、今職務を離れ自分のためだけに研修する選択に思いっきりが必要です。

- ・利用したいが、今職務を離れ自分のためだけに研修する選択に思いっきりが必要です。短大卒2種免許の自分にはまだ学びたいことがたくさんあります。ヒヤリハット事例から救急処置を見直し、中学校特有の生徒指導対応を含め保健室対応が今の課題です。
- ・もっと若い頃にこういう研修制度があれば積極的に受けたと思う。若い人たちには、どんどん研修に参加し、知識技術を高めてほしい。そして養護教諭全体の向上が図れたらよいと思う。
- ・養護教諭は特に「感がする」とか「感覚的に」といった経験値から対応することが多いので、講義形式だけでなく実践に直ぐ生かせる研修がしてみたい。

時間や経済面で踏み切れない

- ・経済的理由で考えられないが、養護教諭としては研修を受けたい。
- ・放送大学のように勤務しながら履修できるところを探しているので、ありがたいです。
- ・勤務に支障のない時間帯であるとありがたい。
- ・専門性を高めたいという気持ちは常に持っているし、研修を受ける機会があれば受けたいと思うが、大学院への進学となると、経済的な負担が大きく、家庭環境等を考えるとかなり難しいのではないかと思う。大学院への進学を考えるのであれば、4年生の大学を卒業してすぐというタイミングが一番いいのではないかと思う。
- ・キャリアアップを図ることは養護教諭の地位の向上や専門性を高めるために重要だと思いますが、現場では養護教諭の職務に対する理解等、まだまだ不十分なところがあるように思います。

勤務が多忙である

- ・職務から一定期間はなれることに不安がある。研修の大切さは分かっているが、日々精一杯です。
- ・長期休業中、2種から1種への講習をお願いしたい。看護師免許を取りたいと思う。
- ・勤務に影響しない夏季休業中や土日などに研修が受けられる機会があればありがたいと思います。

2種免許から1種へ

- ・2種免許を1種免許にするための課程があるとありがたいです。
- ・現在2種の免許状なので、1種の免許を取りたいです。情報不足で分かりづらいのが現状です。

その他

- ・離島であることを配慮してほしい
- ・中学・高校の保健の免許が取れると良い